

第百二十回 参議院大蔵委員会會議録第三号

平成三年三月一日(金曜日)
午後二時十六分開会

委員の異動

二月十八日

高井 和伸君

補欠選任
古川太三郎君

二月十九日

藤井 孝男君

補欠選任
倉田 寛之君

二月二十日

稲村 稔夫君

補欠選任
三上 隆雄君

二月二十一日

三上 隆雄君

補欠選任
稲村 稔夫君

二月二十五日

田辺 哲夫君

補欠選任
大島 慶久君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大河原太一郎君

梶原 清君

倉田 寛之君

鈴木 和美君

本岡 昭次君

峯山 昭範君

委員

石川 弘君

大島 慶久君

斎藤榮三郎君

野末 陳平君

君及び大島慶久君が選任されました。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に倉田寛之君を指名いたします。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要なる財源の確保に係る臨時措置に関する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本大蔵大臣。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要なる財源の確保に係る臨時措置に関する法律案につきまして、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

湾岸平和基金に対する新たな九十億ドルの拠出のための財源措置につきましては、従来の特例公債によることなく、平成二年度において税外収入の確保等を行うとともに、平成三年度一般会計予算の歳出予算等の節減を図り、なお不足する財源については、臨時的に国民の皆様方にも広く御負担をお願いせざるを得ないとの考え方から、一年限りの税制上の措置を講ずることとしたものであり、歳出予算等の節減による財源及び臨時の税収が入るまでの間はつなぎのための臨時特別公債を発行することにより、所要の資金調達を行うこととしたところであります。

本法律案は、このための法律上の手当てについて、一括した法案により措置するものであります。

以下、この法律案の内容について申し上げます。

第一に、平成二年度一般会計補正予算(第2号)の歳出の財源に充てるため、同年度に千二百二十五億円を外国為替資金特別会計から一般会計に繰り入れることとしております。

第二に、臨時特別公債の償還に充てるため、平成三年度から平成六年度までの間に九百九十一億六千六百六十五万円を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとしております。

第三に、税制上の臨時の措置として、法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設することとしております。

具体的には、法人臨時特別税につきましては、法人の各課税事業年度の基準法人税額から三百万円を控除した残額を課税標準とし、税率は二・五％としております。また、課税事業年度は、原則として平成三年度中に終了する事業年度であります。

次に、石油臨時特別税につきましては、課税物件は、原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素であり、税率は、原油、輸入石油製品が一キロリットル当たり千二百円、天然ガスが一トン当たり三百六十円、その他のガス状炭化水素が一トン当たり三百三十五円としております。また、適用期間

は、平成三年四月から平成四年三月までであります。

第四に、平成二年度の一般会計補正予算（第2号）の歳出の財源に充てるため、国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計からの繰入金及び臨時特別税の収入によって償還すべき臨時特別公債の発行を行うこととし、発行した臨時特別公債及びその借換債は平成六年度までの間に償還することとしております。

第五に、平成三年度及び平成四年度の臨時特別税の収入は国債整理基金特別会計の歳入に組み入れることとし、組み入れられた税収及び平成三年度から平成六年度までの間の一般会計からの繰入金は臨時特別公債の元本相当分の償還の財源に充てることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（大河原太一郎君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

一、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日本開発銀行法等の一部を改正する法律案

一、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

（関税定率法の一部改正）

第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三類の注に次のように加える。

2 この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。	
別表第三・〇五項中「及びフィッシュミール」を「並びに魚の粉、ミール及びペレット」に、	
〇三〇五・一〇 フィッシュミール（食用に適するものに限る。）	一五%
〇三〇五・一〇 魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一五%
〇三〇六・一九 その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	一〇%
〇三〇六・二九 その他のもの	一〇%

〇三〇六・二九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

別表第三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、「塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。」の下に「並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を加え、」

その他のもの

その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

別表第四類の注に次のように加える。

3 この類には、次の物品を含まない。

(a) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五%を超えるもの（第一七・〇二項参照）

(b) アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。第三五・〇二項参照）及びグロブリン（第三五・〇四項参照）

別表第四類に号注として次のように加える。

号注

1 第四・四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。

別表第四・〇三項中「果実」の下に「ナット」を加える。

別表第四・〇四・一〇号中「ホエイ」の下に「及び調製ホエイ」を加える。

別表第四・〇六・一〇号中「発酵」を「熟成」に改める。

別表第七類の注3(イ)中「及びフレック」を「フレック、粒及びペレット」に改める。

3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。

(a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）

(b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）

ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。

別表第九・〇二項中「〇九・〇二」茶

「〇九・〇二」茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）に改める。

別表第〇九・〇九項中「カラウエイ又はジュニバーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニバーの種」に、「ういきよう又はジュニバーの種」を「ういきようの種及びジュニバーの種」に改める。

別表第一〇類の注1(b)中「コンバーテッドライスを削る。」

別表第一一・〇五項中「及びフレーク」を「フレーク、粒及びベレット」に、

「一〇五・二〇」フレーク 二五%に改める。

「一〇五・二〇」フレーク、粒及びベレット 二五%に改める。

別表第一五・一九項中 工業用の脂肪性モノカルボン酸

「一五・二〇」アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び 一五%に改める。

「一五・三〇」アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの 一五%に改める。

「一五・二〇」工業用の脂肪性アルコール 一五%に改める。

別表第一八・〇六・二〇号中又は板状を、板状又は棒状に改める。

別表第一九類の注2を次のように改める。

2 第一九・〇一項において「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

(a) 第一類の穀粉及びミール

(b) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第〇七・一二項参照）、ばれいしよ（第一一・〇五項参照）又は乾燥した豆（第一一・〇六項参照）の粉及びミールを除く。）

別表第二〇七・九九号中「フルーツピューレー及びフルーツペースト」を「その他のもの」に改める。

別表第二一類の注1中(a)を(b)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 香味を付けた茶（第〇九・〇二項参照）

別表第二二類の注1中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同注1に(a)として次のように加える。

(a) 料理用に調製したこの類の物品（第二二・〇九項のものを除く。）で飲料に適さない

処理をしたもの（主として第二二・〇三項に属する。）

別表第二二・〇六・〇〇号中「ミード」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）を加える。」

別表第二五・〇一・〇〇号中「あるかないか」の下に「又は固結防止剤を含有するかしないか」を加える。

別表第二五・二八・一〇号中「ほう酸ナトリウム」の下に「及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わ

ない。）を加える。

別表第二八類の注6(d)中「〇・〇〇二マイクロキュリー」を「七四ベクレル（一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキュリー）」に改める。

別表第二八・一八項中「酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）」を「人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない）、酸化アルミニウム」に、

「二八・一八・一〇」人造コランダム 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

「二八・一八・一〇」人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。） 一五%に改める。

8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。
男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類に属する項に属する。

別表第六一・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、「

ジャケット

ジャケット及びブレザー

別表第六二類の注8を次のように改める。

8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。
男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類に属する項に属する。

別表第六一・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、「

ジャケット

ジャケット及びブレザー

」に改める。

別表第六三・〇六項中「帆」を「及び日よけ、テント、帆」に、「日よけ、テント及び」を「並びに」に改める。

別表第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるか否かを問わない)」を加える。

別表第七〇類の注1(c)中「電気絶縁用物品(第八五・四七項参照)」を「第八五・四七項の電気絶縁用物品」に改める。

別表第七一類の注3(a)を次のように改める。

(a) 第九六類の注4の規定により同類に属する物品

別表第七三・〇八・四〇号中「坑道用の支柱その他これに類する」を「支柱用(坑道用のものを含む。の)」に改める。

別表第八五・二八項中「同一のハウジングにおいて」を削り、「と結合してあるかないか」を「を自蔵するかないか」に改める。
別表第八七類の注3を削り、4を3とし、5を4とする。

別表第八七・〇二項中「公共輸送型乗用自動車」を「一〇人以上の人員(運転手を含む)の輸送用の自動車」に改める。

別表第九〇類の注1中(i)を(a)とし、(b)を(i)とし、(j)を(b)とし、(h)を(j)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品(その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート)(第一二部参照)

別表第九〇・二五項中「温度計」を「温度計及びバイロメーター」に改める。

別表第九〇・二九項中「回転速度計」の下に「第九〇・一四項又は」を加える。

別表第九二類の注1(f)を削る。
別表第九四類の注1(c)中「冷蔵庫」を「冷蔵用又は冷凍用の機器」に改める。

別表第九五・〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操、」に、「体操用具」を「身体トレーニング用具、体操用具」に改める。

別表第九六・〇三・二二号中「歯ブラシ」の下に「義歯用ブラシを含む。」を加える。

別表第九七類の注5中「の一部を構成するものとして取り扱う。」を「に含まれる。」の注5の規定に準じ、当該書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)
第二条 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第七条及び第七条の二を削る。

第七条の三第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油、関税定率法別表」を「関税納付済みの関税定率法別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び揮発油又は同表第二七一一・〇〇号の(一)の(四)に掲げる粗油(以下「関税納付済み原油等」という。))から本邦において製造された同号の(一)の(四)の(四)に掲げる揮発油、同表」に、「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改め、同条を第七条とする。

5 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油等について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条を第七条の二とする。

第七条の五第三項中「第七条の三第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改め、同条を第七条の三とする。

第七条の六を第七条の四とする。

第八条の二第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第八条の四第一項中「昭和五十七年」を「平成元年(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。)」に改める。

第九条から第十条の二までの規定中「第七条の三第一項」を「第七条第一項」に、「第七条の五

7 関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改
正する法律(平成三年法律第 号)第二條
の規定による改正後の關稅暫定措置法第八條
の四第二項の規定の平成三年度における適用
については、同項中「前年度における当該特
定特恵工業產品等の限度額等」に当該限度額
等」に百分の六以下で政令で定める割合(以下

別表第一(A)第〇二・〇六項中

(1)	平成三		月三一日まで	七〇%		六〇%
(2)	平成三		月一日から平	七〇%	を	「
(3)	平成四		月一日から平	二五%		
				六〇%		

別表第一(A)第三・〇七項中「及び水棲無脊椎動物」を、「水棲無脊椎動物」に改め、「除く。」の下に「並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を加え、「その他のもの」を「を」

○四〇六・二〇
 ー プロセスチーズのもの
 プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）
 四〇％

別表第一(A)第九・〇二項中「〇九・〇二」

茶

を

「〇九・〇二」

茶(香味を付けてあるかないかを問わな

に改める。

別表第一(A)第九・〇九項中「カラウエイ又はジュニバーの種」を「又はカラウエイの種及びジュニバーの種」に、「ういきよう又はジュニバーの種」を「ういきようの種及びジュニバーの種」に改める。

その他のもの

平成三年三月三日まで
に輸入されるもの

別表第一(A)第一〇〇五・九〇号中

平成三年四月一日から平
成四年三月三十一日まで
に輸入されるもの

その他のもの

六〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき一三円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率)

五〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき一二円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率)

五〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき一二円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率)

別表第一(A)第一五・一九項中

工業用の脂肪性モノカルボン酸
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び
工業用の脂肪性モノカルボン酸

を
に、

一五・九・二〇

一五・九・三〇

一五・九・二〇

別表第一(A)第一七〇・二・三〇号及び第一七〇・二・四〇号を次のように改める。

一七〇・二・三〇

アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの

工業用の脂肪性アルコール

工業用の脂肪性アルコール

二・五%
二・五%
に改める。

ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。)

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

B その他のもの

ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る。)

二 その他のもの

六〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき二七円
五〇銭の従
量税率より
低いとき
は、当該従
量税率)

六〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき二七円
五〇銭の従
量税率より
低いとき
は、当該従
量税率)

六〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき二七円
五〇銭の従
量税率より
低いとき
は、当該従
量税率)

別表第一(A)第一七〇・二・六〇号及び第一七〇・二・九〇号を次のように改める。

一七〇・二・六〇

その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限る。)

二 その他のもの

一七〇・二・九〇

その他のもの(転化糖を含む。)

三 人造はちみつ及びカラメル

四 ハイ・テスト・モラセス

(1) グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、
五—リボヌクレオチド及びその塩その他政令
で定める物品の製造に使用するもの
(2) その他のものうち

アルコールの製造用のものうち、当該アル
コールの製造用のハイ・テスト・モラセ
ス並びに第一七〇・三・一〇号及び第一七〇
・三・九〇号のアルコールの製造用の糖みつ
について、当該年度におけるかんしよその
他のアルコール製造用原料品の需給その他
の条件を勘案して政令で定める数量(第一
七・〇三項において「共通の限度数量」とい
う。)以内のもの

五 その他のもの

(一) その他のもの

A 砂糖を加えたもの

六〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき二七円
五〇銭の従
量税率より
低いとき
は、当該従
量税率)

六〇%(そ
の率が一キ
ログラムに
つき二七円
五〇銭の従
量税率より
低いとき
は、当該従
量税率)

五%

無税

六〇%(そ

B その他のもの
(b) その他のもの

の率が一キ
ログラムに
つき二七円
五〇銭の従
量税率より
低いとき
は、当該従
量税率)

別表第一(A)第一八〇・六・二〇号中「又は板状」を、「板状又は棒状」に、「板状及び」を「板状、棒
状及び」に改める。

別表第一(A)第三二〇・六・〇〇号中「ミード」の下に「並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲
料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)」を加え、「除く。」を「除く。」
とに、「を加えたもの」を「との混合物」に改める。

別表第一(A)第二七二・〇・〇〇号中「ガス事業法」の下に「(昭和十九年法律第五十一号)」を加える。
別表第一(A)第二九二・四・一〇号中「(2) その他のもの」

(2) オキサミド
(3) その他のもの
無税
「四・六%」に改める。

別表第一(A)第三五・〇・二項中「アルブミン及び」を「アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃
縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるもの
に限る。及び)」に改める。

別表第一(A)第三八〇・六・一〇号中「ロジン」の下に「及び樹脂酸」を加える。

別表第一(A)第三八〇・九・九一号中「繊維工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。

別表第一(A)第三八・一一項中

三八一・一一・二二 潤滑油用の添加剤
三八一・一一・二九 石油又は壓青油
を含有するもの
その他のもの
四・六%
四・六%
を

三八二・一九	その他のもの	無税	別表第一(A)第八七・〇二項中「公共輸送型乗用自動車」を「二〇人以上の人員(運転手を含む)の輸送用の自動車」に改める。	別表第二(A)第九〇・二九項中「回転速度計」の下に「第九〇・一四項又は」を加える。
三八二・二二	潤滑油用の添加剤	無税		別表第一(A)第九五・〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操」に、「体操用具」を「身体トレーニング用具、体操用具」に改める。
三八二・二九	石油又は歴青油を含有するもの	無税		
三八二・九〇	その他のもの	無税		

別表第一(A)第四一・〇四項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「八八、六〇〇平方メートル」を「一〇二、〇〇〇平方メートル」に、「五〇三、〇〇〇平方メートル」を「五八九、〇〇〇平方メートル」に改める。	別表第一(A)第四二・〇二項中「これらの材料の下に」若しくは紙を加える。	別表第一(A)第五九一・一〇号中「一以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に、「供するもの」を「供する種類のもの」に改める。	別表第一(B)第一五・一九項中「アジッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸」に改める。	工業用の脂肪性モノカルボン酸
別表第一(A)第四一・〇六・二〇号中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。	別表第一(A)第五九一・一〇号中「一以上の層と結合した」を「を塗布し、被覆し又は積層した」に、「供するもの」を「供する種類のもの」に改める。			

別表第一(A)第六一・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、	別表第一(A)第六四・一六項中「機械式火格子、灰排出機」を「機械式火格子、機械式灰排出機」に改め、「類する機械」の下に「を含む」を加える。	別表第一(A)第八四一・八五〇号中「展示用のカウンター、キャビネット」を「その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター」に、「物品」を「備付品」に改める。	別表第一(B)第二八五・〇〇〇号中「問わない」の下に「ものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く」を加える。	別表第一(B)第三八〇・九二九号中「製紙工業」の下に「その他これに類する工業」を加える。
ジャケット	ジャケット及びブレザー			

別表第一(A)第六四・〇三項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「四、一二〇、〇〇〇足」を「四、八三〇、〇〇〇足」に改める。	別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。	別表第一(A)第六四・〇六項中「履物の部分品」の下に「(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない)」を加える。	別表第一(B)第三八・一一項を削る。	別表第一(B)第四二・〇二項中「これらの材料」の下に「若しくは紙」を加える。

別表第二(A)第七三〇・八・四〇号中「坑道用の支柱その他これに類する」を「支柱用(坑道用のものを含む)」に改める。	別表第一(A)第八五・二二項中「機盤」の下に「(ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない)」を加える。	別表第一(A)第八五・二八項中「同一のハウジングにおいて」を削り、「と結合してあるかないか」を「自蔵するかしないか」に改める。	別表第一(B)第六三・〇六項中「帆」を「及び日よけ、テント、帆」に、「日よけ、テント及び」を並びにに改める。	別表第一(B)第九五・〇六項中「体操」を「身体トレーニング、体操」に改める。

別表第三第六一・〇四項及び第六二・〇四項中「ジャケット」の下に「ブレザー」を加え、

〇〇号の改正規定、同法別表第三第三五・〇「税」を「国際貨物業税」に改め、同条第一号を次の

第三十九条中「二万円」を「五万円」に改める。
附則第九項の見出しを「(無利子貸付け等)」に改め、附則第十項を次のように改める。

10 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三條第二項に規定する事業を行う者に対し、第十九條の規定により当該事業に要する資金の融通を行うときは、国からの無利子の貸付け金を財源の一部として、当該資金を貸し付けることができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第三條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の二の見出しを「(無利子貸付け等)」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第五條の三 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三條第二項に規定する事業を行う者に対し、第十九條第一項第一号の規定により当該事業に要する資金の貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付け金を財源の一部として、当該資金を貸し付けることができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(北海道東北開発公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に北海道東北開発公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四條 日本電信電話株式会社の株式の売払収入

の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「認められるもの」の下に「(次項において「特定事業」という。)」を加え、「この項」を「この条」に改め、同條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、当分の間、特定事業に準ずるものとして政令で定める事業に係る資金について、日本開発銀行等が行う貸付けに要する資金の財源の一部に充てるため、日本開発銀行等に對し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることが出来る。

第六條第二項第三号並びに第七條第一項及び第四項中「第三條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

(国民金融公庫法の一部改正)
第一條 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第十四條第一項を次のように改める。
總裁及び副總裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八條第一項中「進学資金」を「教育資金」に改め、同條第三項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学」を「教育」に、「進学すること」を「おいて行われる教育」に、「する者」を「受ける者」に、「進学の」を「教育を受け、又は受けさせる」に改める。

第三十二條第三号中「進学資金」を「教育資金」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第二條 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第十九條第一項及び第二項中「進学資金」を「教育資金」に改める。
第二十條第二項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條中国民金融公庫法第十四條第一項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一條中国民金融公庫法第十四條第一項の改正規定の施行の際現に国民金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案
目次
第一章 總理府關係(第一條—第十條)
第二章 大藏省關係(第十一條)
第三章 文部省關係(第十二條—第十四條)
第四章 農林水産省關係(第十五條—第十六條)
第五章 運輸省關係(第十七條—第二十一條)

第六章 建設省關係(第二十二條—第三十一條)
第七章 自治省關係(第三十二條—第三十三條)
第八章 地方公共団体に対する財政金融上の措置(第三十四條)

附則

第一章 總理府關係

(国土調査法の一部改正)
第一條 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第二條 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「昭和六十一年度」の下に「平成三年度及び平成四年度」を加える。
別表(中)第五十條第十号を「第五十條第九号」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
第三條 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
附則第五項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)
第四條 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項及び第二項中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第五條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條の前の見出し中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同條第二項中「各年度」の下に「及び平成三年度」を加える。
附則第八條中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第六条 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の前の見出し並びに附則第七項及び第九項中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第七条 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し及び同項から附則第五項までの規定中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

附則第七項中「第一号及び第四号に掲げるものについては、昭和六十年度及び昭和六十一年度から平成二年度」を「第一号に掲げるものについては昭和六十年度及び昭和六十一年度から平成三年度までの各年度の特別に係る部分に、第四号に掲げるものについては昭和六十年度及び昭和六十一年度から平成四年度」に改める。

附則第八項中「平成二年度」を「平成四年度」に、「十分の五・七五」とあるのは「十分の二」とを、「十分の五・七五とする」とあるのは「十分の六とする」と、「十分の五・七五」とあるのは「三分の二」とに改める。

附則第十項中「平成元年度又は平成二年度」を「平成三年度から平成五年度までの各年度」に、「平成二年度まで」を「平成五年度まで」に改める。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第八条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

二年度においては十分の五・五とし、平成三年度及び平成四年度においては十分の五・七五とする。）に改め、同条第三項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項（見出しを含む。）中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

（過疎地域活性化特別措置法の一部改正）

第十条 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「平成二年度」の下に「から平成五年度まで」を加え、同項中「平成二年度」の下に「から平成五年度までの各年度」を加える。

附則第五項中「規定」の下に「（附則第三項の規定については、平成二年度の特別に係る部分に限る。）」を加える。

第二章 大蔵省関係

（地震再保険特別会計法の一部改正）

第十一条 地震再保険特別会計法（昭和四十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

第三章 文部省関係

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十二条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び平成二年度」を「から平成五年度までの各年度」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十三条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように

改正する。

附則第九項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

附則第十一項中「及び平成二年度」を「から平成五年度までの各年度」に改める。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第十四条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二年度」を「平成四年度」に改める。

第四章 農林水産省関係

（漁港法の一部改正）

第十五条 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（森林法の一部改正）

第十六条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

第五章 運輸省関係

（港湾法の一部改正）

第十七条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の前の見出し中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度まで」を加え、同項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

附則第十二項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部改正）

第十八条 北海道開発のためにする港湾工事に關

する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十九条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

（空港整備法の一部改正）

第二十条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度まで」を加え、同項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第二十一条 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「及び昭和六十一年度」を、「昭和六十一年度及び平成三年度から平成五年度まで」に改め、同項中「及び昭和六十一年度」を、「昭和六十一年度及び平成三年度から平成五年度までの各年度」に改める。

第六章 建設省関係

（砂防法の一部改正）

第二十二条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度より平成五年度迄ノ各年度」を加える。

（道路法の一部改正）

第二十三条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び昭和六十一年度」を、「昭和六十一年度及び平成三年度から平成五年度までの各年度」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に
関する特別措置法の一部改正)

第二十四条 積雪寒冷特別地域における道路交通
の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律
第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二年度」を「平成五年度」に
改める。

(海岸法の一部改正)

第二十五条 海岸法(昭和三十一年法律第一号)
の一部を次のように改正する。

附則第五項(見出しを含む)中「平成二年度」
を「平成五年度」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二十六条 地すべり等防止法(昭和三十三年法
律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「昭和六十一年度」の下
に「及び平成三年度から平成五年度まで」を加
え、同条中「昭和六十一年度」の下に「及び平成
三年度から平成五年度までの各年度」を加え
る。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第二十七条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年
法律第三十四号)の一部を次のように改正す
る。

附則第五項中「及び昭和六十一年度」を、昭
和六十一年度、平成三年度及び平成四年度に
、「十分の五・五」を昭和六十一年度及び昭
和六十一年度においては十分の五・五とし、平
成三年度及び平成四年度においては十分の五・
七五とする。に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改
正)

第二十八条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法
(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第四項中「及び昭和六十一年度」を、昭
和六十一年度、平成三年度及び平成四年度に
改める。

(河川法の一部改正)

第二十九条 河川法(昭和三十一年法律第六十
七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十一年度」の下に「及
び平成三年度から平成五年度までの各年度」を
加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、堤防の欠損等の危険な状況に対処
するために施行する緊急河川事業に係る改良
工事について平成三年度から平成五年度まで
の各年度において同条の規定を適用する場合
においては、この限りでない。

(河川法施行法の一部改正)

第三十条 河川法施行法(昭和三十一年法律第百
六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十一年度」の下に「及
び平成三年度から平成五年度までの各年度」を
加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、堤防の欠損等の危険な状況に対処
するために施行する緊急河川事業に係る改良
工事について平成三年度から平成五年度まで
の各年度において同条の規定を適用する場合
においては、この限りでない。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法
の一部改正)

第三十一条 交通安全施設等整備事業に関する緊
急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一
部を次のように改正する。

附則第三項の見出し及び同項中「平成二
年度」を「平成五年度」に改める。

第七章 自治省関係

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上
の特別措置に関する法律の一部改正)

第三十二条 新東京国際空港周辺整備のための国
の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五
年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し及び同項中「平成二
年度」を「平成五年度」に改める。

附則第四項中「平成二年度」を「平成四年度」
に改める。

附則第五項中「平成二年度」を「平成五年度」
に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の
特別措置に関する法律の一部改正)

第三十三条 公害の防止に関する事業に係る国の
財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年
法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条見出しを含む中「平成二年度」
を「平成五年度」に改める。

第八章 地方公共団体に対する財政金融上
の措置

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第三十四条 国は、この法律の規定による改正後
の法律の規定により平成三年度から平成五年度
までの各年度の予算に係る国の負担又は補助の
割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に
対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に
支障を生ずることのないよう財政金融上の措置
を講ずるものとする。

附則
1 この法律は、平成三年四月一日から施行す
る。

2 この法律(第十一条及び第十九条の規定を除
く)による改正後の法律の平成三年度から平成
五年度までの各年度の特別に係る規定、平成三
年度及び平成四年度の特別に係る規定並びに平
成三年度の特別に係る規定は、平成三年度から
平成五年度までの各年度(平成三年度及び平成
四年度の特別に係るものにあつては平成三年度
及び平成四年度とし、平成三年度の特別に係る
ものにあつては平成三年度とする。以下この項
において同じ)の予算に係る国の負担(当該国
の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含
む。以下この項において同じ)又は補助(平成
二年度以前の年度における事務又は事業の実施
により平成三年度以降の年度に支出される国の
負担及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担
行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべ
きものとされた国の負担又は補助を除く)並び
に平成三年度から平成五年度までの各年度にお

ける事務又は事業の実施により平成六年度(平
成三年度及び平成四年度の特別に係るものにあ
つては平成五年度とし、平成三年度の特別に係
るものにあつては平成四年度とする。以下この
項において同じ)以降の年度に支出される国の
負担、平成三年度から平成五年度までの各年度
の国庫債務負担行為に基づき平成六年度以降の
年度に支出すべきものとされた国の負担又は補
助及び平成三年度から平成五年度までの各年度
の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成六
年度以降の年度に繰り越されるものについて適用
し、平成二年度以前の年度における事務又は事
業の実施により平成三年度以降の年度に支出さ
れる国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債
務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支
出すべきものとされた国の負担又は補助及び平
成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担
又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越され
たものについては、なお従前の例による。

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加
盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する
法律案

一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正
する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部を改正する法
律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部を改正する
法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九
十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「四十二億二千三百三十万特別引出権」を「八十二億四千五百五十万特別引出権」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、改正後の第二条の規定により国際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による十億四千四百五十九万五千五百特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「届出等」を「報告」に改め、同条第三項中「を行おうとするとき」を削り、「場合を除く。」を「対内直接投資等を除く。」以下この条から第二十七条の二までにおいて同じ。）を行つたとき」に改め、「あらかじめ」及び「事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項」を削り、「届け出」を「報告し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の規定により届け出なければならぬ対内直接投資等については、この限りでない。

第二十六条第四項及び第五項を削る。

第二十七条の見出し中「に係る内容の審査」を「の届出」に改め、同条第九項中「前各項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「前条第三項」を「第一項」に、「行われても、第一項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれなく、又は当該届出に係る対内

内直接投資等が同項第三号若しくは第四号を「国の安全等に係る対内直接投資等」に、「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第二項」を「第五項」に、「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に、「第一項又は第三項」を「第三項又は第六項」に、「（第三項）を（同項）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項に規定する審査に当たり第五十五条の二に規定する」を「前項の規定により」に、「同審議会」を「外国為替等審議会」に、「同項に規定する四月」を「第三項に規定する四月」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前条第三項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば前項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがあると認めるとき又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第三号若しくは第四号を「第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した結果、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等」に改め、「第五十五条の二に規定する」を削り、「同項又は」を「第三項又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「前条第三項」を「第一項」に改め、「（同条第五項の規定により外国投資家とみなされる外国投資家以外の者による届出を含む。次項及び第八項において同じ。）」を削り、「行われたならば第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがないかどうか、又は当該届出に係る対内直接投資等が第三号若しくは第四号を「次に掲げるいずれかの対内直接投資等（次項、第五項及び第十一項において「国の安全等に係る対内直接投資等」という。）に、「当該対内直接投資等」を「当該届出に係る対内直接投資等」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある対内直接投資等（我が国が加盟する対内直接投資等に関する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの（以下この号において「条約等」という。）の加盟国の外国投資家が行う対内直接投資等が対内直接投資等に関する制限の除去について当該条約等に基づき義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の外国投資家が行う対内直接投資等である当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限り。）

イ 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなること。

ロ 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

第二十七条第一項第二号を削り、同項第三号中「我が国を我が国に」、「当該対内直接投資等に係る」を「その」に、「認められるもの」を「認められる対内直接投資等」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号中「届出がされた」を「当該」に、「当該対内直接投資等に係る」を「その」に、「認められるもの」を「認められる対内直接投資等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

第二十七条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

外国投資家は、前条第二項各号に掲げる対内直接投資等のうち第三項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬ。

2 対内直接投資等について前項の規定による届出をした外国投資家は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る対内直接投資等がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

（外国投資家とみなされる者）
第二十七条の二 外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。以下この条において同じ。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前二条の規定を適用する。

第二十九条の見出し中「届出等」を「報告」に改め、同条第一項中「非居住者（を「居住者は、非居住者（に、「この項及び第三項において同じ。）及び居住者は、」を「この条及び次条において同じ。）との間で当該に、「しようとする」を「した」に改め、「あらかじめ」を削り、「に係る契約の条項その他の政令で定める事項を」を「について、」に、「届け出」を「報告し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の規定により届け出なければならぬ技術導入契約の締結等については、この限りでない。

第二十九条第二項及び第三項を削る。

第三十条の見出し中「締結等の」の下に「届出及び」を加え、同条第四項中「第二十七条第四項から

第九項まで」を「第二十七條第七項から第十二項まで」に、「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項に規定する審査に当たり第五十五條の二に規定する」を「前項の規定により」に、「同審議會」を「外國為替等審議會」に、「同項に規定する四月」を「第三項に規定する四月」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等がされたならば前項各号に掲げるいづれかの事態を生ずるおそれがある」を「第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が國の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当する」に改め、「第五十五條の二に規定する」を削り、「同項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「前条第一項」を「第一項」に、「されたならば次に掲げるいづれかの事態を生ずるおそれがない」を「次に掲げるいづれかの事態を生ずるおそれがある技術導入契約の締結等（我が國が加盟する技術導入契約の締結等に関する多数國間の条約その他の國際約束で政令で定めるもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟國の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等）に關する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟國以外の國の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等でその國が当該条約等の加盟國であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。次項及び第五項において「國の安全等に係る技術導入契約の締結等」というに該當しない」に、「当該技術導入契約の締結等」を「当該届出に係る技術導入契約の締結等」に改め、同項第二号中「当該技術を導入する事業と同種の我が國における事業（関連する事業を含む。）の活動その他」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 大藏大臣及び事業所管大臣は、前項の規定に

より技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

第三十条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

居住者は、非居住者との間で技術導入契約の締結等のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬ。

2 技術導入契約の締結等について前項の規定による届出をした居住者は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る技術導入契約の締結等がその技術の種類その他からみて次項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第三十一条から第四十六条までを次のように改める。

第三十一条 前二条の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約の締結等については、適用しない。

第三十二条から第四十六条まで 削除

第七十条第二十一号中「第二十六条第三項」を「第二十七条第二項」に、「同条第五項」を「第二十

七条の二に改め、同条第二十二号中「第二十六条第四項」を「第二十七条第二項」に、「第二十七条第一項又は第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長」を「同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮」に、「第二十六条第五項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十三号中「第二十七条第五項」を「第二十七条第八項」に、「第二十六条第五項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十四号中「第二十七条第七項」を「第二十七条第十項」に、「第二十六条第五項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十五号中「第二十九条第一項」を「第三十条第三項」に改め、同条第二十六号中「第二十九条第三項」を「第三十条第二項」に、「第三十条第一項又は第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長」を「同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮」に改め、同条第二十七号中「第三十条第四項」を「第三十条第七項」に、「第二十七条第五項」を「第二十七条第八項」に改め、同条第二十八号中「第三十条第四項」を「第三十条第七項」に、「第二十七条第七項」を「第二十七条第十項」に改める。

第七十二条第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 第二十六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(第二十七条の二の規定により外国投資家とみなされる者を含む)。

八 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十三条中「同条第五項」を「第二十七条の二」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第二条 次条第三項に定めるものを除き、この法律による改正前の外国為替及び外国貿易管理法（以下「旧法」という。）第二十六条第三項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた届出に係る対内直接投資等（以下「旧法の規定による届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間（旧法第二十七条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

2 附則第四条第四項に定めるものを除き、旧法第二十九条第一項の規定により施行日前にされた届出に係る技術導入契約の締結等（以下「旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等」という。）で、施行日前に同条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間（旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了してない旧法の規定による届出に係る対内直接投資等で、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易管理法（以下「新法」という。）第二十六条第三項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

際現に旧法第二十六條第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了してない旧法の規定による届出に係る対内直接投資等で新法第二十七條第一項の規定により届け出なければならぬ対内直接投資等に該当するものについては当該届出がされた日において同項の規定による届出がされたものと、旧法第二十七條第一項又は第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間が延長された旧法の規定による届出に係る対内直接投資等がこの法律の施行の際現にその期間が満了してないものについては当該届出がされた日において新法第二十七條第一項の規定による届出がされ、同条第三項又は第六項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間が延長されたものとみなして、新法の規定を適用する。

3 施行日前にされた旧法第二十七條第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による通知又は同条第七項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧法第二十九條第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間が満了してない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（居住者が届け出たものに限る。次項において同じ。）で、新法第二十九條の規定により報告しなければならぬ技術導入契約の締結等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした居住者は、施行日以後当該技術導入契約の締結等を行うことができる。この場合において、当該居住者に係る届出は、当該技術導入契約の締結等がされた日において同条本文の規定によりされた報告とみなす。

2 第四項に定めるものを除き、この法律の施行の際現に旧法第二十九條第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間が満了してない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等で新法第三十條第一項の規定に

より届け出なければならぬ技術導入契約の締結等に該当するものについては当該届出がされた日において同項の規定による届出がされたものと、旧法第三十條第一項又は第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間が延長された旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等でこの法律の施行の際現にその期間が満了してないものについては当該届出がされた日において新法第三十條第一項の規定により届出がされ、同条第三項又は第六項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間が延長されたものとみなして、新法の規定を適用する。

3 次項に定めるものを除き、この法律の施行の際現に旧法第二十九條第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間（旧法第三十條第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了してない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（非居住者が届け出たものに限る。）については、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした非居住者は、施行日以後当該技術導入契約の締結等を行うことができる。

4 施行日前にされた旧法第三十條第二項の規定による勧告、同条第四項において準用する旧法第二十七條第四項の規定による通知又は旧法第三十條第四項において準用する旧法第二十七條第七項の規定による命令に係る技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

5 第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）
第六条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本

邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。
第二十八條の九第五項中「第二十六條第三項」の下に「及び第二十七條第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十六條第一項」に改める。

三月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

目次
第一章 総則（第一条）
第二章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例（第二条）
第三章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例（第三条）
第四章 法人臨時特別税
第一節 総則（第四条―第十条）
第二節 課税標準（第十一条）
第三節 税額の計算（第十二條―第十三條）
第四節 申告及び納付等（第十四條―第十七條）

（条）
第五節 雑則（第十八條―第二十條）
第六節 罰則（第二十一條―第二十六條）
第五章 石油臨時特別税
第一節 総則（第二十七條―第三十一條）

第二節 課税標準及び税率（第三十二條・第三十三條）
第三節 免税及び税額控除等（第三十四條・第三十五條）
第四節 申告及び納付等（第三十六條―第四十二條）
第五節 雑則（第四十三條―第四十四條）
第六節 罰則（第四十五條―第四十七條）
第六章 臨時特別公債の発行等（第四十八條・第四十九條）
第七章 臨時特別税の収入の使途等（第五十條―第五十三條）
第八章 雑則（第五十四條）
附則

第一章 総則
（趣旨）
第一条 この法律は、湾岸地域における平和回復活動（湾岸地域における平和と安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動をいう。）を支援するため、湾岸アラブ諸国協力理事会（湾岸アラブ諸国協力理事会憲章に基づき設立された湾岸アラブ諸国協力理事会をいう。）に設けられた湾岸平和基金に対し平成二年度の一般会計補正予算（第二号）に基づき緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき公債の発行に関する措置等について定めるものとする。

第二章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例
第二条 政府は、平成二年度の一般会計補正予算（第二号）により追加される歳出の財源に充てるため、同年度において、外国為替資金特別会計

から、千二百二十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

第三章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

第三条 政府は、第七章に定めるところにより第四十八条第一項に規定する臨時特別公債の償還に充てるため、平成三年度において一般会計から国債整理基金特別会計に二千七百億四千八百六十五万円を繰り入れるほか、平成四年度から平成六年度までの間において九百九十一億六千六百六十五万円に達するまでの金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第四章 法人臨時特別税

第一節 総則

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二 外国法人 内国法人以外の法人をいう。

三 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

四 指定期間 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの期間をいう。

五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

六 法人臨時特別税申告書 第十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は

は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（人格のない社団等に対する適用）

第五条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

（納税義務者）

第六条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、法人臨時特別税を納める義務がある。

（課税の対象）

第七条 法人の各課税事業年度の基準法人税額に、この法律により、法人臨時特別税を課する。

（基準法人税額）

第八条 この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二百二条第一項の規定による申告書提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第四百十四條の規定並びに租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三章第五節の三及び第六十八條の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

（課税事業年度）

第九条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に終了する事業年度をいう。

2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、指定期間内に終了する事業年度の月数の合計が十二月に満たない法人及び当該月数の合計が十二月を超える法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）これらの法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度

二 指定期間内に新たに設立された法人（次号

から第五号までに掲げる法人を除く。）指定期間内の日を含む事業年度

三 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等指定期間内に同条第十三号に規定する収益事業を開始したもの（次号及び第五号に掲げる法人を除く。）その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

四 指定期間内に法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限り）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。）その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

五 指定期間内に合併をした法人で合併後存続するもの及び指定期間内の合併により設立された法人 第一号又は第二号に定める事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（納税地）

第十条 法人の法人臨時特別税の納税地は、当該法人の法人税法第一編第六章の規定による法人税の納税地とする。

（課税標準）

第十一条 法人臨時特別税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額から年三百万円を控除した残額とする。

3 課税事業年度が一年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年三百万円」とあるのは、「三百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 第九条第二項各号に掲げる法人の各課税事業年度のうちに最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する残額を当該最後の課税事業年度の月数で除し、これに次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて計算した金額とする。

一 第九条第二項第一号に掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後一年を経過する日までの期間

二 第九条第二項第二号から第四号までに掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日までの期間

三 第九条第二項第五号に掲げる法人 前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間

5 前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（税率）

第十二条 法人臨時特別税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の二・五の税率を乗じて計算した金額とする。

（外国税額の控除）

第十三条 法人臨時特別税申告書を提出する内国法人が課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項の控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の法人臨時特別税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の法人臨時特別税の額から控除する。

2 法人税法第六十九條第六項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四節 申告及び納付等

(課税標準及び税額の申告)

第十四条 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した法人臨時特別税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 法人税法第四十五條において準用する同法第七十四條第一項の規定は、外国法人の前項の規定による申告書の提出期限について準用する。

3 法人税法第七十五條及び第七十五條の二（これらの規定を同法第四十五條において準用する場合を含む。）の規定は、法人の第一項の規定による申告書の提出期限について準用する。

4 租税特別措置法第六十六條の四の規定は、前項において準用する法人税法第七十五條の二（同法第四十五條において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の法人臨時特別税について準用する。

(法人臨時特別税の期限内申告による納付)

第十五条 前条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人臨時特別税を国に納付しなければならない。

(更正の特例)

第十六条 法人税法第八十二條の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る事業年度の課税標準年度の法人臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該課税標準年度に係る第十四條第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となることについて準用する。

一 法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四條第一項第一号から第五号まで（同法第四十五條において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二 法人臨時特別税申告書に記載すべき第十四條第一項第一号又は第二号に掲げる金額

(青色申告)

第十七条 法人が法人税法第二百一十一條第一項（同法第四十六條において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、法人臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

2 法人税法第三十條第二項の規定は、法人が提出した前項の規定による青色の申告書に係る法人臨時特別税について準用する。

第五節 雑則

(代表者等の自署押印)

第十八条 法人税法第五十一條の規定は、法人の提出する法人臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について準用する。

(当該職員の写真検査)

第十九条 国税庁の当該職員又は法人の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、法人臨時特別税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は法人の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、法人臨時特別税に関する調査について必要があるときは、法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

5 第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員がその所轄する税務署又は国税局の所轄する区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

第二十條 法人臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄
法人税法		第二十八條第一項	除く。として	除く。及び法人臨時特別税（附帯税を除く。として
第三十八條第一項	法人税の額	法人税の額及び法人臨時特別税の額	法人税の額及び法人臨時特別税の額	法人税の額及び法人臨時特別税の額
第六十七條第二項	金額	金額	金額	金額
第六十九條第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び法人臨時特別税の控除限度額として政令で定める金額と	の控除限度額及び法人臨時特別税の控除限度額として政令で定める金額と	の控除限度額及び法人臨時特別税の控除限度額として政令で定める金額と
第八十二條	掲げる金額につき	掲げる金額又は臨時措置法第四條第六号（定義）に規定する法人臨時特別税申告書に記載すべき臨時措置法第十四條第一項第一号若しくは第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき	掲げる金額又は臨時措置法第四條第六号（定義）に規定する法人臨時特別税申告書に記載すべき臨時措置法第十四條第一項第一号若しくは第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき	掲げる金額又は臨時措置法第四條第六号（定義）に規定する法人臨時特別税申告書に記載すべき臨時措置法第十四條第一項第一号若しくは第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき

国税通則法		地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）		建物の区分所有等に関する法律（昭和三十一年法律第六十九号）	
第九十三條第二項第三号	法人税並びに別税並びに	第九十三條第二項第三号	法人税並びに別税並びに	第四十七條第十項	法人税に
第九十四條第一号	法人税の所得に対する法人税	第九十四條第一号	法人税又は法人臨時特別税の所得に対する法人税及び当該各事業年度の臨時措置法に規定する課税標準法人税額に対する法人臨時特別税	第三十二條第一項の八第九項	政令で定めるもの
第十五條第二項第三号	法人税	第十五條第二項第三号	法人税及び法人臨時特別税	第三十二條第一項の八第九項	政令で定めるものとの合計額
第二十一條第二項、第三十條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條第三項	法人税	第二十一條第二項、第三十條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條第三項	法人税、法人臨時特別税	第三十二條第一項の八第九項	法人税及び法人臨時特別税に
第六十五條第三項第二号	加算した金額	第六十五條第三項第二号	加算した金額（沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要となる財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第 号）以下「臨時措置法」という。）第十三條（外国税額の控除）の規定による控除金額を加算した金額）	第五十三條第九項	控除限度額
第七十五條第四項第一号	又は法人税法	第七十五條第四項第一号	法人税又は法人臨時特別税	第五十三條第九項	控除限度額及び
第八十五條第一項及び第八十六條第一項	法人税	第八十五條第一項及び第八十六條第一項	法人税、法人臨時特別税	第五十三條第九項	政令で定めるものとの合計額

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一條第一号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法第五十八條第一項第一号に規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）については不服申立てがされていいる場合において、当該法人税又は法人臨時特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十條第一項若しくは第二項、第四百四條第二項又は第四百五十五條第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人臨時特別税の同法第九十條第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六條の五第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人臨時特別税に係る更正決定等及び国税の徴収権（国税通則法第七十二條第一項に規定する国税の徴収権をいう。）の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六條の五第十六項中「課税の特例」とあるのは「課税の特例」（沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第 号）第二十三條第三項（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）」と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人臨時特別税」と、「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人臨時特別税に係る」と、「当該法人税」とあるのは「当該法人税又は法人臨時特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と読み替へるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、法人臨時特別税に係る法人税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第二十一條 偽りその他不正の行為により、第十四條第一項第二号に規定する法人臨時特別税の額につき法人臨時特別税を免れた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下この節において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた法人臨時特別税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた法人臨時特別税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二十二條 正当な理由がなくて第十四條第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二十三條 第十八條において準用する法人税法第五十一條第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する法人臨時特別税申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者

は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第二十五条 法人臨時特別税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十一条、第二十二条又は第二十四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章 石油臨時特別税

第一節 総則

(定義) 第二十七条 この章及び附則第二条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 原油 石油税法（昭和五十三年法律第二十号）第二条第一号に規定する原油をいう。
- 二 石油製品 石油税法第二条第二号に規定す

る石油製品をいう。

三 ガス状炭化水素 石油税法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。

四 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

(課税物件) 第二十八条 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油臨時特別税を課する。

(納税義務者) 第二十九条 原油又はガス状炭化水素の採取者（石油税法第五条第一項ただし書、第六条又は第十條第六項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取者とみなされる者を含む。）は、平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間にその採取場（同法第五条第五項又は第十條第六項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取場とみなされる場所を含む。附則第二条において同じ。）から移出した原油又はガス状炭化水素（同法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される原油又はガス状炭化水素とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される原油又はガス状炭化水素とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する原油又はガス状炭化水素とする。）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

2 原油等（石油税法第四条第二項に規定する原油等をいう。以下この章及び附則第二条第三項において同じ。）を平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に保税地域から引き取る者（同法第五条第二項の規定の適用がある場合においては、その消費者。第四十三條第一項第二号において同じ。）は、その引き取る原油等（同法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される原油等）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

(適用除外) 第三十条 ガス状炭化水素の採取者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取するものには、当該ガス状炭化水素については、この章の規定を適用しない。

(納税地) 第三十一条 石油臨時特別税の納税地は、石油税の納税地となる場所とする。

第二節 課税標準及び税率 (課税標準) 第三十二条 石油臨時特別税の課税標準は、石油税の課税標準となる原油等の数量とする。

(税率) 第三十三条 石油臨時特別税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき千二十円
- 二 ガス状炭化水素のうち関税定率法（明治四十四年法律第五十四号）別表第二七一・一・一及び第二七一・二・一に掲げる天然ガス・ストーンにつき三百六十円
- 三 ガス状炭化水素（前号に掲げるものを除く。） トンにつき三百三十五円

第三節 免税及び税額控除等 (未納税移出等) 第三十四条 石油税法第十条第一項若しくは第十條第一項、租税特別措置法第九十條の四第一項その他の法律又は条約の規定により石油税を免除するときは、当該免除に係る原油等に係る石油臨時特別税を免除する。ただし、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十三年法律第三十七号）の規定により石油税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた原油等について租税特別措置法第九十條の四第五項その他の法律の規定により石油税を徴収することとなるときは、当該石油税を徴収すべき者から当該原油等に

に係る石油臨時特別税を徴収する。

(戻入の場合の石油臨時特別税の控除等) 第三十五条 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、石油税法第十二條第一項から第四項までの規定により石油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、租税特別措置法第九十條の五第一項又は第九十條の六第一項の規定により石油税額に相当する金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

3 前二項の規定により石油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて石油臨時特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の三分の一に相当する石油臨時特別税額に相当する金額及び三分の二に相当する石油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとす

4 石油税法第十二條第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について、租税特別措置法第九十條の五第六項及び第九十條の六第六項の規定は、第二項の規定による還付について、それぞれ準用する。

第四節 申告及び納付等 (申告及び納付等) 第三十六条 石油臨時特別税は、石油税の申告にあわせて申告し納付し、又は石油税にあわせて徴収しなければならぬ。

2 石油臨時特別税に係る石油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の三分の一に相当する税額の石油臨時特別税及び三分の二に相当す

る税額の石油税の納付があつたものとする。
(担保の提供)

第三十七条 石油税法第十八条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油税法第十九条第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 石油税法第十九条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第三十八条 国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額及び石油税に係る延滞税の額とする。

2 第三十六条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第三十九条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第三十六条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充當)

第四十条 石油臨時特別税に係る過誤納金は、石油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の

石油臨時特別税及び石油税に充當するときは、これらの税にあわせて充當しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の三分の一に相当する石油臨時特別税の過誤納金及び三分の二に相当する石油税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充當があつたときは、その充當に係る金額の三分の一に相当する未納の石油臨時特別税及び三分の二に相当する未納の石油税に対する充當があつたものとする。

(還付加算金)

第四十一条 国税通則法の規定により還付加算金を、第三十五条第一項及び石油税法第十二条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油臨時特別税及び石油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

2 石油臨時特別税及び石油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充當をしなければならない。

(端数計算)

第四十二条 石油臨時特別税及び石油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第五節 雑則

(当該職員の権限)

第四十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下この章において「当該職員」という。)は、石油臨時特別税に関する調査について

必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 石油税法第二十一条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する原油等、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 原油等を保税地域から引き取る者(石油税法第十五条第一項の承認を受けている者を除く。)に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。

三 租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第三項、第九十条の五第五項若しくは第九十条の六第二項若しくは第三項に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する特定石油製品等(同法第九十条の四第一項に規定する石油製品等、同法第九十条の五第一項に規定する揮発油若しくは石油化学製品又は同法第九十条の六第一項に規定する重油をいう。以下この条において同じ。)帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 第一号に規定する者の業務に関する原油等、第二号に規定する原油等又は前号に規定する者の業務に関する特定石油製品等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

五 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、石油臨時特別税に関する調査に

ついて必要がある場合には、前項第一号又は第三号に規定する者の組織する団体(当該団体を

もって組織する団体を含む。)に対して、その団

体員の原油若しくはガス状炭化水素の採取又は

原油等若しくは特定石油製品等の取引に関し参

考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第四号の規定により採取した見本に

ついては、第二十九条及び第三十六条の規定は、

適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により

職務を執行する場合においては、その身分を示

す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜

査のために認められたものと解してはならない。

(石油臨時特別税に係る石油税法の適用の特例

等)

第四十四条 石油臨時特別税に係る次の表の第一

欄に掲げる法律の適用については、同表の第二

欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
石油税法	第十條第五項並 びに第十五條第 三項第二号及び 第四項第三号	石油税	石油税及び石油臨時特別税
租税特別措置法	第九十條の六第 五項	第一項	第一項及び沿岸地域における平和回復 活動を支援するため平成二年度におい て緊急に講ずべき財政上の措置に必要 な財源の確保に係る臨時措置に関する 法律(平成三年法律第 号)第三 十五條第二項
石油税			石油税及び石油臨時特別税

輸入品に対する 内国消費税の徴 収等に関する法 律		第二号 又は石油税	石油税又は石油臨時特別税
第四号第一項	適用する日	適用する日（石油税法第十五条第二項（引取りに係る原油等）についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定の適用を受ける者が同条第一項の規定する原油等を保税地域から引き取る場合における当該原油等に係る石油税及び石油臨時特別税については、同条第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日）	
第四号第二項	前項の規定	前項の規定（石油税及び石油臨時特別税に係る部分を除く。）	
第十二号第二項	係る石油税	係る石油税及び石油臨時特別税	
第十六号第二項	石油税法及び石油臨時特別税	石油税法、沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度に必要となる緊急に課税すべき財政上の措置に必要となる財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第百三十三号）以下この条において「臨時措置法」という。	
第十六号第六項	石油税法、臨時措置法	石油税法、臨時措置法	
第十六号第七項	石油税法、石油臨時特別税の	石油税法及び石油臨時特別税の	
第二号第三号	石油税法、石油臨時特別法	石油税法、石油臨時特別法	
第十五号第二項 第七号	石油税	石油税及び石油臨時特別税	
第四十六号第一 項第一号	納付すべき石油 税	石油税及び石油臨時特別税	
第六十号第二項	納付すべき石油 税	納付すべき石油税及び沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度に必要となる緊急に課税すべき財政上の措置に必要となる財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第百三十三号）以下この条において「臨時措置法」という。	
第二号第三号	及び石油税	石油税及び石油臨時特別税	
国税徴収法（昭和 三十四年法律 第百四十七号）	及び石油税	石油税及び石油臨時特別税	

災害被害者に対 する租税の減 免（徴収猶予等 に関する法律 （昭和二十二年 法律第百七十五 号））	第七号第一項	若しくは石油税	石油税若しくは石油臨時特別税
	第七号第二項	又は石油税法第 十二号第一項若 しくは第四項	石油税法第十二号第一項若しくは第四項又は石油臨時特別税
	第七号第三項	地方道路税	地方道路税又は石油税及び石油臨時特別税
	第七号第四項	これらの税目 地方道路税に係 るときは、地方 道路税法第十二 号第一項及び第 三項	地方道路税又は石油税及び石油臨時特別税
相統税法（昭和 二十五年法律第 七十三号）	第十四号第二項	石油税	石油税、石油臨時特別税
会社更生法（昭 和二十七年法律 第百七十二号）	第一百九号	石油税	石油税、石油臨時特別税
2 前項に定めるもののほか、石油臨時特別税に係る石油税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。			
第六節 罰則			
第四十五号 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。			
一 偽りその他不正の行為により石油臨時特別税を免れ、又は免れようとした者			
二 偽りその他不正の行為により第三十五号第一項又は第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者			
2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油臨時特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油臨時特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。			
第四十六号 第四十三号第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の間問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第四号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。			
第四十七号 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。			
2 前項の規定により第四十五号第一項の違反行			

為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時刻の期間は、同項の罪についての時刻の期間による。

第六章 臨時特別公債の発行等

(臨時特別公債の発行)

第四十八条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にかかわらず、平成二年度の一般会計補正予算(第二号)により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、平成三年度から平成六年度までの間における第三条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金並びに平成三年度及び平成四年度における前二章の規定による法人臨時特別税及び石油臨時特別税(第五十条及び第五十一条において「臨時特別税」と総称する。)の収入によって償還すべき公債(以下「臨時特別公債」という。)を発行することができる。

2 臨時特別公債の発行は、平成三年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される臨時特別公債に係る収入は、平成二年度所属の歳入とする。

(臨時特別公債等の償還)

第四十九条 臨時特別公債及び当該臨時特別公債に係る借換国債(国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項又は第五条ノ二の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。次条第二項及び第五十一条において同じ。)については、平成六年度までの間に償還するものとする。

第七章 臨時特別税の収入の用途等

(臨時特別税の収入の帰属及び用途)

第五十条 平成三年度及び平成四年度における臨時特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

2 前項の規定により平成三年度及び平成四年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れられ

た臨時特別税の収入は、臨時特別公債(当該臨時特別公債に係る借換国債を含む。次条及び第五十二条第一項において同じ。)の償還に要する費用(割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する部分に限るものとし、借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。次条において同じ。)の財源に充てるものとする。

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金の使途)

第五十一条 平成三年度から平成六年度までの間における第三条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金は、臨時特別公債の償還に要する費用のうち前条第二項の規定により臨時特別税の収入をもって充てられる部分以外の部分の財源に充て、なお残余があるときは、臨時特別公債以外の公債(財政法第四条第一項ただし書の規定により発行された公債(当該公債に係る借換国債を含む。)を除く。)の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)
第五十二条 臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定の適用については、国債とみなさない。

2 第四十八条第二項に規定する平成三年四月一日以後発行される臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第二条ノ二第一項の規定の適用については、同年三月三十一日に発行されたものとみなす。

(国債納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)
第五十三条 平成三年度及び平成四年度における国債納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第六条第二項の規定の適用については、同項中「石油及び石油代

替エネルギー対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」とする。

第八章 雑則

(広報活動等)

第五十四条 政府は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章及び第五章の規定並びに次条の規定は、平成三年四月一日から施行する。

(戻入れの場合の石油税の控除等に関する経過措置)
第二条 平成三年四月一日前に原油若しくはガスを炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガスを炭化水素につき、同日から平成四年三月三十一日までの間に石油税法第十二条第一項、第二項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成三年四月分から平成四年三月分までの各月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十三条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十二条及び第十三条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第五号中「石油税額」とあるのは、「石油税額(沿岸地域における石油税額(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律附則第二条第二項の規定による還付を受けようとする石油税額を除くものとし。))とする。

の各月分については、同法第十三条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十二条及び第十三条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同条第五号中「石油税額」とあるのは、「石油税額(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律附則第二条第二項の規定による還付を受けようとする石油税額を除くものとし。))とする。

3 平成四年四月一日前に原油若しくはガスを炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油等に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前二項の規定に準じ、政令で定める。

平成三年三月六日印刷

平成三年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局